

平成31年度 第1回文京区子ども・子育て会議及び 文京区地域福祉推進協議会子ども部会 要点記録

日時 令和元年5月16日（木）午後6時32分から午後8時14分

場所 区議会第一委員会室（文京シビックセンター24階）

<会議次第>

1 開会

2 会長挨拶

3 部長挨拶

4 議題

(1) 平成31年度子ども・子育て会議及び子ども部会の開催について

【資料第1号】

(2) 文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）の策定について

【資料第2号】

5 その他

6 閉会

<地域福祉推進協議会子ども部会委員（名簿順）>

出席者

青木 紀久代 会長、高橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、浅井 順 委員、
金海 仁美 委員、大橋 久 委員、千代 和子 委員、川合 正 委員、
佐々木 妙子 委員、川上 延美 委員（代理）、竹石 福代 委員、越野 一朗 委員、
村田 正美 委員（代理）、木村 朋幸 委員、宮崎 知明 委員（代理）、宮脇 克子 委員、
山田 真夕子 委員

欠席者

菊地 尚佳 委員、黒澤 摩里子 委員、税所 篤快 委員、山田 真梨子 委員、
佐藤 貢市 委員

<事務局>

出席者

加藤子ども家庭部長、阿部福祉部障害福祉課長、鈴木子育て支援課長、
横山幼児保育課長、中川子ども施設担当課長、多田子ども家庭支援センター所長、
木口児童相談所準備担当課長、内藤保健サービスセンター所長、松原教育指導課長、
中島児童青少年課長、矢島教育センター所長

欠席者

山崎教育推進部長、大川企画課長、熱田学務課長

<傍聴者>

7名

子育て支援課長：それでは、皆様始めさせていただければと思います。

平成31年度、もう令和元年ですね、第1回文京区子ども・子育て会議、文京区地域福祉推進協議会の子ども部会、今年は計画策定をする年なので、二足のわらじというところで進んでおります。皆さんよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に則りまして、会長から、ご挨拶よろしくお願ひいたします。

青木会長：どうも皆さん、こんにちは。

4月から私の所属が変わっております。今まではお茶の水女子大学の教員として、こちらに参りましたけれども、4月から、社会福祉法人の白百合心理社会福祉研究所というところで、虐待であるとか、いろいろと恵まれないお子さまとその家族の支援というんですか。そういうところをベースにした研究やトレーニングや、直接的な支援をするようなところに移りました。ちょっと水を得た魚のような気持ちで、今フレッシュして毎日過ごしております。

お子さんのことを、これから一緒に、また1年間考えていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：それでは、年度も改まりましたので、子ども家庭部長からもご挨拶させていただきます。

子ども家庭部長：皆さん、こんばんは。本年度もよろしくお願ひいたします。

昨年度、ニーズ調査ということで、今年計画を策定するという計画になっておりますが、実は東京都でも、同じように計画を策定するというので、今、進んでおります。私も東京都の子ども・子育て会議のメンバーになっております。自治体からは、それほど出てないんですが、さまざまな分野の方が集まって議論をしております。

その中で皆さん言うのが、やはり子どもに一番近い地方自治体、区とか市とか、そういったところの意見を十分に聞くようにというようなご意見が、ほぼ全ての方からございます。当然、東京都も、それを受けて計画をつくるという形になりますが、文京区としましても、まさに子どもたちに一番近い自治体になりますので、その上、皆様でいろいろな分野から、さまざまな立場で、この会議に出席していただいておりますので、ぜひ日ごろの中で感じたこと、あるいは自分の仕事なり所属の中でいろいろ意見が出ていること、そういったことを、この会議の中で出していただひいて、これからの計画に生かしていきたいと思ひます。

前回の計画が5年前ということで、子どもを取り巻く状況も大きく変わっております。ニーズ調査の中でも、そういった部分を捉えようということで、今回、内容も変えております。そういうことを踏まえて、今の時代に合うような形で、子どもたちにすばらしい子育て環境をつくるために、今回の計画になりますので、ぜひご協力のほうよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

子育て支援課長：続きまして、団体代表の委員の方の変更がありましたので、皆様に、私からご紹介させていただきます。

まず初めに、児童発達支援センター父母会から竹石委員になりますが、すみません、竹石委員、きょう遅刻のご連絡いただひいております。

それと、もうお一方、特別支援学級連絡協議会から委員が変更になっております。宮

脇委員です。よろしくお願いいたします。

新しい委員の方には、席上に委嘱状をご準備させていただいておりますので、内容のご確認をよろしくお願いいたします。

あと、本日は代理出席の委員の方がいますので、ご案内をさせていただきます。

まず初めに、認可保育園父母の会連絡会の隅丸委員ですが、本日代理で川上様がお見えになっております。よろしくお願いいたします。

それと、幼稚園PTA連合会につきましては、那須委員の代理で本日は連合会会長の村田様にお見えになっていただいております。よろしくお願いいたします。

それと、中学校PTA連合会からは、本日は鈴木委員の代理で宮崎様にお越しいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それと、子ども幹事も新任の者がおりますので、私からご紹介をさせていただきます。

子ども家庭部に児童相談所準備担当課長の木口が配属されました。

児童相談所準備担当課長：児童相談所準備担当課長の木口と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

子育て支援課長：それでは、続きまして、配布資料の確認と出欠状況のご案内をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(出欠報告、配布資料確認)

子育て支援課長：それでは、青木会長に進行をお渡しいたします。

青木会長：わかりました。

今日の議題は大きく二つです。一つが会議の開催予定についてと、もう一つが支援計画の策定についてということで検討していきたいと思えます。

初めに、会議の開催予定について、事務局、お願いします。

子育て支援課長：事務局よりご説明申し上げます。資料第1号をご用意ください。子ども・子育て会議、こちらの会議の開催スケジュールを表にしたものになってございます。

こちら、表にありますように、前年度30年度につきましては、ニーズ調査がまとまったところがございます。本来であれば、本日、ここ第1回の会議で、前回最終回のときに4月1日の人口を見て、この間確認していただいた人口推計、それが実際どうなったかを議論していきたいというご案内をしたのですが、合計特殊出生率の速報値がまだ間に合っていない状況です。そちらの速報値が手に入りませんと、4月1日以降の人口推計ができないものですから、本日はご案内ができなくなってしまいました。

それにつきましては、本日席上配付させていただきました次回の開催通知にありますように、第2回は7月5日を予定してございます。その第2回につきましては、ニーズ量等も含めながら、皆さんにご案内できればと考えております。

本日は子育て支援計画の策定に当たって、どのような視点、基本的なところ、呼吸合わせをできればと考えております。また、第2回ではニーズ調査等に対する確保策等の検討が始まる前に人口推計を見てもらいながら、第3回目では計画の体系、どういう形でまとめていくかということをお示しし、第4回までに中間のまとめをつくり上げると

いう形で進んでいきたいと考えております。

10月の中間のまとめが出来上がりますと、区民の皆様にパブリックコメントや区民説明会、広報特集号でご案内をし、その意見を踏まえて、年明けに第5回の会議を開催し、親会になります地域福祉推進協議会にも諮りながら、第6回に決定したものを皆さんで確認していただく、そのような流れで、スケジュールを組んでございます。

私の説明は以上です。

青木会長：昨年よりちょっと会議の回数がふえますけれども、策定のところまではご協力をお願いできればと思います。

これについて、何かご質問やご意見がありましたら、お伺いします。

(なし)

青木会長：大丈夫そうですね。

そうしましたら、次の二つ目の議題、文京区子育て支援計画の策定、令和2年から6年度の策定について、検討したいと思います。最初に事務局から説明をお願いしていいですか。

子育て支援課長：それでは皆様、資料第2号をお手元に用意ください。まず初めに、この3枚のうち1から3枚目の5番までをご案内させていただければと思っております。

1枚目の1、左の上です。子育て支援計画策定に当たっての前提事項ということで、改めての確認事項になります。こちら、子育て支援計画につきましては、文京区で持っております地域福祉保健計画がございまして、そのうちの子どもの分野の分野別計画という位置づけになっております。その位置づけを、2番の地域福祉保健計画と子育て支援計画の関係というところで表せていただきました。

こちら、ご覧になっていただきますと、2番のところの下、分野別計画ということで縦書きにしてある計画名が並んでおります。こちら地域福祉保健というところで、子育て、それから、高齢者・介護保険、それと障害者・児、それと保健医療計画、こちらを合わせた理念で、さらに横串を刺すように地域福祉保健という概念があり、その総称として地域福祉保健計画という位置づけで文京区全体が進んでいるという構成になっています。

この子育て支援計画は、まさに子どもの分野、子育て支援の分野をお預かりする計画で、皆さんに検討をお願いしていくことになります。

また、1番に戻っていただいて、二つ目の丸にありますように、こちらの子育て支援計画につきましては、現在の構成を踏襲するという形で、こちら見ていただきますと、表紙のところの四角囲いがしてあって、文京区次世代育成支援行動計画というのと、文京区子ども・子育て支援事業計画というのが、表紙のところの書いてございます。こちら両方ともそれぞれの法律に基づく計画になっておりまして、文京区では、その法律に基づく計画もこの子育て支援計画の中に入れて計画をつくっております。ですので、国の求める柱立ても、この中に入れながら進んでいくというのが子育て支援計画です。

なので、前年度ニーズ調査をしたときに、国から指定されている項目を入れていかなければいけませんでしたので、それに関連するニーズ調査を聞いた項目がかなり多くを占めておりました。それを、このような法定計画を内包しているというところで、そのようなつくりになってございます。

また、そのほかにも区政運営の総合計画である計画との整合性を図るということで、これだけが突出したものではなくて、やはり文京区の地域性をきちんと生かした子育て支援計画に仕上げていきたいので、よろしくお願いたします。

また、この作りつけなんです、1枚目の右下、3の子育て支援計画と子ども・子育て支援事業計画の関係という形で書かせていただきました。ご案内しましたように、子育て支援計画の中には、内側の網掛け部分です、子ども・子育て支援事業計画という要素を含んで、構成しております。

子ども・子育て支援事業計画については、毎年皆さんで保育園のニーズがこれだけありますねとか、今後これだけつukらないといけないですね、といった、かなり詳細な具体的な数字が入っているのが、事業計画になってございます。

また、先ほどご案内した法定の次世代育成行動支援計画は、理念を受け継いで、必要なものを集めてつくっている形になっています。具体的には2ページのほうをご覧ください。

資料第2号の2枚目には、「4. 子育て支援計画に記載すべき事項」という題名にしまして、いわゆる子ども・子育て支援事業計画には法律上このようなことを書いてください、そして、次世代育成支援行動計画では、このような要素を検討して盛り込んでくださいと言われております。この内容について取り出したものを文京区子育て支援計画としてまとめ、それと先ほどお話ししました、地域福祉保健計画、ほかの計画と整合性をとりながら、こちらの計画をつくり上げていく作業を皆さんにお願いすることになります。

そして、3枚目の5番になります。子育て支援計画、現在の平成27年度から31年度の概要ということでまとめてございます。お手元の冊子を、これと見比べながら使いたいと思っておりますので、お手元のこのクリーム色の冊子をご用意ください。

こちらが今現在最終年、令和元年になってしまいましたが、平成31年度を最終年とする現在の計画になってございます。11ページをお開きください。

こちらの現行計画の11ページになります。こちらに書いてあります計画の基本理念、基本目標が、全ての計画、先ほどお話ししました分野別計画、高齢者、障害者・児、保健医療、全部同じ基本理念のもとで構成しております。それぞれお互いが同じ目標を持って、そして分野別をどう進めていくかということで、第2章では共通目標を掲げております。

そして、これを受けて、37ページにお進みください。地域保健福祉の基本理念を受けて、子育て支援計画として、どのような主要項目とその方向性を持って5年間を進んで行こうかということで、まとめたのが37ページ以降の内容になります。この内容は前回26年度に策定しておりますので、そのとき、今後5年間で取り組むべき主要項目とその方向性をまとめているものになります。

もちろん粛々と進めていく、続けていく項目も非常に多いのですが、本日の議論として、今の方向性で新しい要素がないか、こういう視点も必要じゃないか、本日はそのようなことを皆様からご意見をいただいて、次回それをまとめた形で、方向性が事務局でお示しできればと考えております。

そして、この主要項目及び、その方向性を受けるような形で、43ページをお開きください。こちら、計画の体系、計画事業ということで、具体的な内容が入っております。

先ほどの方向性を受け大項目があり、そして、それを達成するために小項目。これが、どのような分類になるか。そして、それに対して計画事業が入っております。子育て支援計画になりますので、子育て支援に関する幅広い、どのような形で文京区が施策を行っているか。それを集める形で計画事業が並んでおります。

この中で、例えば43ページのところになります。薄く網掛けをしているところが、その後のページで具体的な数値目標も持って進んでいる事業になります。数値目標を持ちながら進んでいる事業が網掛けの部分。それと、その計画事業の端っこに、保育のほうに保1-4-1と書いてあります。こちらが先ほどご案内しましたように、地域福祉保健計画は子どもだけではなくて、障害者・児、または高齢者、保健医療の計画を持っています。ほかのところ議論が進んだ項目につきましては、この意味としましては、保健医療計画に記載がある妊娠・出産への支援ということで、お互いが同じ項目を、同じように子育ての支援からも必要ですし、もちろん保健医療のほうからも進んでいる保健医療の計画に載っている計画のところを、こちらで吸い上げて、子育て支援の中でもきっちり示していくつくり込みをしてございます。

また、ここの部分に関しましては、子ども・子育て支援法でも、事業量をあらわすことになっておりまして、その項目については、星マークをつけております。この計画事業をめぐっていただきますと、至るところに星マークがついております。これが子ども・子育て支援事業の事業計画に当たる部分になります。こちらは、ニーズ調査等も踏まえて、かなり詳細な数字が必要ですので、こちらの中身は、飛びまして119ページ以降が子ども・子育て支援事業計画という形で、全国的に進んでいる計画になります。こちらで細かな年度計画を立てて、数値目標を立てて、これが毎年皆様に、人口推計や実績が出ました、このような形で計画は進みます、と案内させてもらっている部分です。

ですので、こちらの計画、いろいろな計画を、一本の計画にまとめているものですから、いろいろなところから要素を取り入れ進んでございます。その中で、ほかの計画との整合性も図りながら、先般行ったニーズ調査で見えてきた数字も入れながら進んでいくというのが、今回の計画のつくりになってございます。

それが資料第2号の3枚目の左側の部分、概要というところでご説明させていただきました。

資料第2号6につきましては、ここで一旦区切らせていただいて、今のところで、基本情報ということでご説明させていただきました。私のほうからは以上です。

青木会長：これについてご質問、ご意見ありますか。出来るだけいろんなことを、思いつきでもいいから言っておいていただけると、後で事務局でまとめ直して、皆さんに議論しやすい形で提示していただけたらと思います。初めてなのでわからないこととか、いろいろとあると思うんですよね。ですから、自由にできるだけ発言していただければと思います。よろしいですか。

千代委員：文女連の千代と申します。

この55ページに児童虐待防止対策の充実とあるんですが、例えば、成人向けですと、DVの相談の窓口がこういうところにありますよという名刺大の大きさのカードとかいろいろなところに、例えば公共施設のトイレなんか置いてあるんですが、学校に子どもが相談できるように、そういうカードの設置とか、できるんでしょうか。もしできた

ら、子どもが持って行って、例えば自分が今虐待を受けているのかなと思ったり、何かおかしい、うちの親はおかしいと思ったら、そこに、とにかく電話してみるとか、そういうことができるようなカードとかあればいいなと思いました。

子ども家庭支援センター所長：ご質問ありがとうございます。子ども家庭支援センター所長の多田です。

今までお子さん向けということで申し上げますと、小学生向けと中学生向けということで、こうしたときには相談できるところがあるよとコンパクトにまとめた冊子を、それぞれ学校にお配りをして、小学生向けは、今おっしゃったものと同じかわかりませんが、カードを同封して実際にお配りをしているところです。

千代委員：配るというのもいいんですけど、とにかく大きい冊子じゃなく、とにかく小さくて自分のポケットに入れて持ち帰れるというのがすごく大事なんじゃないかと思うんですけど。

子ども家庭支援センター所長：そういったものについても、引き続き検討していきたいと思います。

千代委員：よろしくをお願いします。

青木会長：ありがとうございます。

いろんな水準のお話で構わないですよ。いろいろな地域の中で見て子どもにとって大事だと思う視点を、今みたいに挙げていただいて大丈夫ですね。

子育て支援課長：はい。次の計画、検討課題6番のところもご説明させていただかないと、皆さんも質問がしにくいかもしれないので、よろしいでしょうか。

青木会長：そうですね、わかりました。今のようなご意見も含めて、先に進みましょう。私のほうで1点いいですか。

基本理念って、ここに書かれていることのために計画があるという位置づけになりますので、今日のご意見ありませんでしたけれど、やはり一読いただいて、委員の皆様にも、文京区の理念があって、そこに計画があるという、そのつくり方というんですか、まちのつくり方を少し念頭に入れていただけるといいかなと思います。

やはり理念って、どこでも一緒かということ、結構、違うんですよ。しっかりここを踏まえて、この区がいい理念を持って、いい計画を持って、いい実施をされているという部分がありますので、ぜひ、ここは読んでおいて、大人として読んでおいていただきたい。私も勉強しながら読んでいますので、よろしくをお願いします。

子育て支援課長：補足させていただいてよろしいでしょうか。

資料第2号の1枚目をごらんになっていただきたいんですけども。今、本当に会長から大事なご指摘をいただきまして、この基本理念というのは、地域福祉保健計画を担う地域福祉推進協議会、私たちの会議の親会で議論をして決めている内容になります。それを、子育ても同じものを引用する形になっております。ちょうど、資料第2号の1枚目の右側の上、年度が区切っている表、地域福祉保健計画は平成30年から新しい計画が始まっているんですね。すみません、今日は用意してないんですが、基本理念も、そのときに時代に合わせて少し変更が入っております。次回、現行はこういうふうにしり直しがされていますとお見せしたいと思います。この部分、その前の古いバージョンになっていますので、今のは新しく変わっています。その理念のもと、進ん

でいく形になります。ありがとうございました。

青木会長：補足をありがとうございました。よろしいですかね、先に進んで。お願いします。

子育て支援課長：それでは同じく資料第2号の3枚目をご覧ください。「6. 新たな計画策定に向けての検討課題（案）」ということで、事務局で、このようなことが今の計画には足りないのではないかというところをまとめさせていただきました。まず初めに項目1と2についてご案内をさせていただきます。

まず、計画の中で記載したほうがいいと感じているのが、相談体制に関することをきちんと計画上位置づけていきたいと考えております。子育てに関するさまざまな不安や悩み、課題等について、文京区は、今現在、児童相談所の設置に向けて準備を進めております。ですので、今日も新しい幹事、木口を紹介させていただきました。準備担当の課長も用意し、新しく文京区に児童相談所ができる。児童相談所ができたときに、文京区のこの相談体制、児童福祉の相談をどういうふうに進めていくか。そのようなことも、この5年計画の中で位置づけていくべきと考えております。

また、この間のニーズ調査では、ヤングケアラーとかダブルケアとかいう課題も見つかりました。そのような課題についても、各相談機関とどういった形で連携をして取り組んでいって、取りこぼしがないように進んでいくべきか。そういったところの道筋も、やはりこの子育て支援計画記載が、虐待に特化したような形ですので、全体的な相談という視点で整理ができないかと考えているところです。

本日お配りしました席上配付資料1になりますが、こちらは、文京区の児童相談所の基本構想が昨年度末に出来上がりまして、その中で、こちらは児童虐待を事例にまとめたもの、図式になっております。課題を見つけたり、そのような問題に、文京区として、どういうふうな連携をとって、組んで、相談で受けとめていこうかというところを示させていただきます。

このような形が虐待に限らず、ほかの課題に対しても進んでいくことになろうかと思っておりますので、細かな議論までは追いつかないかもしれませんが、どういった思いを皆様がお持ちかというところで、今日はご意見いただければと考えております。

また、資料第2号の検討課題（案）として出させていただいたのが、子どもの貧困対策に関することです。こちらは、本日お配りしました席上配付資料の2と3になります。

子どもの貧困対策につきましては、文京区としては29年度、30年度の重点施策として、さまざまな事業をスタートさせました。今の計画の途中からスタートした事業になっておりますので、この新たに始まった要素も、計画の中に位置づけて記載していければと考えております。それぞれの貧困対策事業は、参考に席上配布資料を用意しておりますので、このような新規メニューが始まっているところでございます。

事務局案の1と2について、説明させていただきました。この内容から、また皆様で気づき等あれば教えていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

青木会長：これについてどうでしょう。昨年度まではいわゆる待機児童対策ということで、保育所は幾つになりましたか、入れないお子さんはいますかというものの確認がずっと来ていたんですけれども、次の計画に向けては、子どもたちのことに少し思いをはせて、地域の現状とか、子どもの人権のこととか、いろいろと大人が考えてしつ

らえてあげなくちゃいけない、もう一つの大きな文脈ということになると思うんです。

これについて、皆様の思いなり、お考えなりを。皆さんに、児相をつくるという前提の中でお話ができるというのは、本当に6年前は考えられなかったことだったので、大きな変更だと思いますし、皆さんの知識なり、ご経験なり、思いなりで何かございましたら、ぜひ、この場でご意見をいただきたいということです。

お願いします。

千代委員：すみません、ちょっと知り合いに児相で働いている人がいるので、その働き方を見ていますと、すごく案件が多過ぎて抱え切れないんですよね。それでベテランと、やっぱり新人の差が物すごくあって、文京区で初めて新しいところをつくられるときに、そのベテランの方とか、募集の仕方とか、やっぱり経験者ってすごくいろんなことを持っていて、大きいと思うんですが。あと、とにかく1人に対して何件とかと制限をしていかないと、ものすごく増えると思うんですね。やっぱり自分の家庭も顧みられなくなって、例えば、日曜日が休みでも、施設を出た人の引っ越しに手伝いに行くとか。もちろん無償でボランティアをやるとか。お一人の方のお誕生会をやってあげるとか。いろんなことで本当にものすごい仕事量なんですね。せっかく新しく文京区にできるので、やっぱり、そういう案件、どうしたらその人が潰れないようにするとか。そういうのものすごく考えていかないと、ますます増えていく時代だと思うんで、ぜひそこら辺はいろんなところの案件をお聞きになって、よりよいものをつくっていただきたいなと思います。本当にやっている方を見てるとね、本当に体を壊すほどなんですよ。ぜひ、そこら辺よろしくお願ひしたいと思います。

児童相談所準備担当課長：ご意見どうもありがとうございます。児童相談所準備担当の木口です。

今のご意見に関連いたしまして、現在、資料にご用意いたしました、この児童相談所基本計画、この3月につくったんですけれども、こちらの中では、児童相談所の職員といたしまして、84名ほど計画として上げてございます。その際には、今まさにご指摘ありましたように、児童相談所の業務の中核を担う児童福祉司という職種の者がおるんですけれども、こちらにつきましては、1人当たり大体40ケースを担当するのが望ましいという基本的な考え方がございますので、そのような考え方にのっとって、職員数を算出して積み上げた数字と今しているところでございます。

また、職員の質に関しましては、やはり児童相談所での経験、ノウハウというものが重要になりますので、現在、東京都ですとかさいたま市といった児童相談所に区の職員を派遣しております、そういった職員がよその児童相談所でいろんなことを経験して、実際、本区で児童相談所をつくる際に、その経験、ノウハウを生かしてまいりたいと考えております。

青木会長：ありがとうございます。

ほかに何かございますか。もちろん保育のことであるとか、学校のことであるとか、いろいろなことも含めてのことですので、今日何か言いたいと思って、ご準備いただいている方がおられたら、ご自由に発言をいただきたいと思います。ここの検討が、ここでご意見を頂戴するところが本日のメインの部分になります。

佐々木委員：保育園の佐々木でございます。

今、児童相談所が文京区にも出来上がるというお話がありましたけども、これも、ちょっと新聞で見ましたんですが、全部の区にできるということは、まだできない。何カ所かができるというようなお話を目にしたり、耳から入ったこともあるんですけども。

この資料1の中にある児童相談所の機能として、いろいろ書いてありますけど、その下に、子ども家庭部という枠の中に保育園、幼稚園、緊急一時保育所等というふうにありますけど、これもちらっと聞いた話ですけども、児童相談所に子どもにかかわる事案関係全部、児童相談所で処理するというようなお話を伺ったんですが。果たして、ちょっと、なかなか想像できないんですけども、児童相談所でそこまでやり切れるものなのかどうか。確かに、子どもにかかわることでは、無関係のものではないと思いますけども。そこまで機能を拡大しちゃって大丈夫なのかなと、ちょっと不安になるところです。

それから、今とにかく残念ながら児童虐待が増えていることと、それから、児童相談所が活動しなきゃならないということは、結局、世の中が不幸になっている、事実だと思うんですね。本来は子どもたちにかかわることで何らかの相談をしなきゃならない、不安を持たなきゃならない家庭が存在すること自体をなくす社会をつくっていかなきゃいけないと思うんですね。

それで、文京区でも2年前に、あれは被保護児童の会議でしたか、その中で、それこそ赤ちゃんのときの子育ての、東大の遠藤先生が監修なさって、あとベネッセと提携したつくったものがあるんですよ。赤ちゃんの育ちってこういうものですよということを漫画にして書いているんです。どんなお母さんでもわかりやすいように本当に薄い冊子なんですけど、そこにベネッセの提供した赤ちゃんの写真、あやしているところとか、そういったものが入っているんです。あれが非常に子育てを初めて経験するお母さんに役に立つもので、うちの園でも、ゼロ歳児で入ってきたご家庭に差し上げたり、あとスマホでとれるので、それをお伝えしたりしているんですけども。

そういうことを活用することで、初めて親になった方たちへの親としてのいわゆる育ちとか、そういう面の基本的なところを少しでもお伝えできるような、そういうものをどんどん全体でやっていかないと…。まさに変な言い方をすると、本当にイタチごっこで、この子どもの問題で、何々をつくりました、でも、また新たに発生していますということで、子どもの幸せがどうなっていくのか、非常に不安なことが多い時代になっていると思うんです。

保育業界の中でも、最近ようやく子どもの権利条約が、もう数年前からあるものですけども。このところ保育サービスという言葉が入ってから、ほとんど子どもの権利条約だの最善の利益というのが、保育所指針の中にも言われながらも実際には子ども中心にという見方が軽んじられて、どうしても親目線。親の就労を支援するほうが前面に出て、子どもの存在が何か置き去りにされてるような保育施策が続いていたような気がするんですね。

実際に、皆さん、一生懸命、施策をやっているのはわかるんですけども、実態としては、やはり子ども側にとってみれば、本当にいい環境がつけられるのかなということでは、難しい問題が次から次へとありまして。ここらで本当に子どもの最善の利益は何だということを大人全体がやっぱり見直していかなきゃいけないんじゃないかな

と、最近思っているところでございます。

だから、今どうするという答えが出るものじゃないですけども、やはり子どもって何なのかということをお大人がしっかり考えていかないと。将来、今の子が二十歳になったとき、どういう人間になるのかということをお考えると、とっても不安材料になることのほうが多いような気がしております。

青木会長：ありがとうございます。

佐々木委員のところにお話を伺っていると、この文京区児童相談所（仮称）の計画なんですけども、よく見ると、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能が一括して入っていますよね。これは、割と独自性のあるところで、全ての児童相談所がそうになっていなくて、ちょっと、このことについても含めて、文京区の児童相談所が立ち上がっていく。しかも23区に先行しているグループに入っているわけですよ。なので、他区が追随してくる、いろんなモデルになるミッションも、多分背負って大変な部分もあるんじゃないかと思うんです。

私は、これ複合的であることがうまくいけば、いろんな希望になる。さっきの佐々木先生がおっしゃった部分ですね。子どもの目線もありながら、未然にお母さんたちを育てながら、守りながらというようなホープになる部分でもあるし、逆に、こちらの先生のおっしゃった、そんなことをしていたら、ただでさえ児童相談所の人のおバーンアウトは、もうすさまじいものであるから、そこを耐え得るしっかりしたバックボーンはあるんですかというご意見と、すごくいいところをお二人がおっしゃっていただいたような気がしまして。この辺もう少し詳しくお聞きしてもよろしいですか。

児童相談所準備担当課長：それでは、文京区の児童相談所の設置に係る背景的なものを含めて、簡単にご説明をいたします。

もともと、児童相談所は東京都が担っておりまして、東京都の児童相談所と文京区の子どもの家庭支援センターの2者が連携して、児童相談所について、これまで対応してきているところがございます。今もそうなんですけれども。

平成28年に児童福祉法が改正されまして、それがきっかけで特別区でも児童相談所を設置できるというふうに法律が変わりました。それに伴いまして、文京区でも児童相談所を設置する方針が決まったわけです。23区の状況につきましては、まず世田谷区と荒川区と江戸川区が一番早く児童相談所を開設するべく準備をしております、この3区については、いずれも来年度開設の予定となっております。

文京区が児童相談所を設置するに当たりまして、会長のおっしゃったとおり、やり方が、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を分けるやり方と、一体的にやるやり方と両方あるんですけれども、文京区につきましては、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を一体型で整備するほうを選択して、今、準備を進めているところがございます。

児童相談所機能が区にきまして、子ども家庭支援センター機能と一体化することで、今も子ども家庭支援センターと東京都の児童相談所では連携をしているんですけれども、同じ組織になることで、さらに、その連携が深まることを期待される所です。あと、先ほど少しご指摘もございましたが、この配付資料1で下のほうに関係部署ということ、保健衛生部、子ども家庭部、福祉部、教育委員会とございます。これはいずれも区

の組織になりますので、これまでは都の児童相談所と区の関係する組織という関係から、同じ区の中の関係部署との関係ができますので、これまで以上に、より連携が推進できるのではないかとこのところ、こういったスキームで、今、計画をしているところがございます。

青木会長：ほかにございますか、皆さん何か。はい、お願いします。

越野委員：学童保育連絡協議会の越野です。今、皆さんの話を伺っていて、ちょっと思いついただけなんで、具体的にどうこうというわけじゃないんですけど。

育成室の運営指針、運用指針でも、あと児童館の運営指針にも、地域と連携してというのは、たしか書いてあったと思うんですけど。それは知っていたんですが、特に育成室とかをどうやって地域に開いていけばいいのかなというのは、具体的に何ができるのかなと思って、ずっとはてなと思っていました。特に児童館とかだと、もともと、オープンにいろんな方が来て、赤ちゃんとかの事業もやっていると思うので。そういうところで、大きな問題になる前に、ちょっと困っているお母さんを助けてあげるみたいなことは、もしかしたらできて、それだと地域と連携してというのも、実現できて、結構いいのかなとちょっと思いました。

青木会長：ありがとうございます。いかがですか。はい、お願いします。

児童青少年課長：それでは児童青少年課長の中島から、今のご意見について、実際の取り組みについて、ちょっとお話をさせていただきます。

今、越野委員からありましたとおり、児童館、特に午前中につきましては、乳幼児のお母さんたちがお見えになって、子どもたちの子育ての悩みだとか、そういったところをお母さん同士で話をされたり、児童館には専門職員もおります。我々もNPプログラムといたしまして、初めての子育てのお母さんに対するプログラムも積極的に行ったりして、さまざまな活動でお母さんたちの子育てをフォローしているといったところがございます。

また、育成室につきましては、利用登録をされたお子さんに対する保育という形にはなりませんけれども、やはり育成の職員も毎日子どもを見ていますので、ちょっとした変化には敏感に反応します。そういった中で、例えば、あれちょっとこの子いつもと違うなというところであれば、例えば服が乱れていたり、服が汚れていたり、急に痩せてきたり、あるいは、なかなか何か椅子に座らなかつたりということがあれば、ちょっとごめんねと言って、体を確認させていただいたりということもしながら、その子どもの虐待については、やはり毎日見ているものですから、ほかのところよりは敏感に反応させていただきながら、そういったものを、それぞれの関係機関につなぎながら、連携をして対応しているといったところがございます。

幼児保育課長：補足をいいですか。幼児保育課長の横山です。

今の児童館、育成室のお話もございましたが、保育園のほうも、決まったお子さんをお預かりするというミッションがメインにはなっておりますが、児童福祉法上、地域の子育ての支援も、一つのミッションとして掲げられておまして、今、文京区の保育園の中では、子育て相談ということで広く地域の方の相談を受け入れますよということをお示しさせていただいているような状況もございます。

ただ、当然、お預かりしているお子さんの安全を確保する意味においては、どなたで

もウェルカムというところと、安全の確保というところの難しさが、今、実際には起きているところです。そういった機能もございますので、地域の連携はなされていると思います。

青木会長：ありがとうございます。

ほかにありますか。はい、お願いします。

宮崎委員：中学校PTA連合会の宮崎と申します。

児童虐待とともに、今、世の中の非常に大きな問題、いじめの問題があるかと思っています。命を守るという意味では、児童虐待のところといじめの対策をきちんとやっていくというのは、非常に正しい方向性だと思います。

この68ページの2-2-6のところに、総合相談事業の充実という中で、ここにいじめだとか不登校のところが書いてあるんですけども。ちょっと一見見ると、この総合相談事業という、何かいろんなものが入ってきて、むしろ今、例えば、いじめの問題みたいなものは、一つ切り出して、いじめの相談対策とかということで、ちょっとスポットを当てて、やってみたらどうだろうかということですね。

例えば、中学校なんかでも不登校になっている子なんかは、結構いるという話は、実態として聞いています。ただ、その実態把握というのがどこまでできるのかといったときに、なかなか、その学校の先生だけの意見だと吸い上げられない部分があったりして、実際児童のほうがよくわかっている部分もあったりするかもしれない。そういった意味で、より実態を早目に把握するためにはどういったツールを使ったら一番いいんだろうかといったことなんかを検討していただける、検討していくのがいいんじゃないのかなと思っております。

以上です。

青木会長：お願いします。

教育センター所長：教育センターの矢島よりお答えをさせていただきます。

私どものほうで、総合相談事業を実施させていただいているところでございますけれども、教育センター、ご承知かもしれませんが、旧の総合体育館の場所に、今、5年目となりましたけれども、開設をした際に、教育相談と療育の相談というのを一体的に実施をするといったところで始まっています。

委員ご指摘のとおり、さまざまな相談、いろんな要因が絡み合っているという中で、教育相談のうちのおよそ6割がさまざまな発達に課題を抱えていらっしゃるといった状況もあったことから、やはり総合的に相談体制をとっていくところに問題意識を持ちまして、そういった体制をとっています。

また、いじめ相談といったところで24時間相談、こちらについては、自治体としては、非常にまれではございますけれども、電話相談を区としてさせていただいているところも、先進的に取り組んでいるところでございます。

また、いじめの対応については、学校現場と教育指導課等々、教育委員会一体となって取り組んでいますので、そこについては鋭意努力をさせていただいているところと、それから不登校については、不登校対応文京区モデルというのを一昨年策定いたしまして、早期発見、早期対応というのに努めているとともに、令和元年度の重点施策といたしましても、今度予防に焦点を当てまして、具体的にはQUテスト導入であるとか、あ

るいはスクールソーシャルワーカーの配置型のモデルであるとか、こういったところに取り組んでいるところでございます。

宮崎委員：ありがとうございます。

青木会長：ありがとうございます。

児童相談所というのが真ん中にあると、家庭支援センターというのと、どうしても年齢が若い方が中心かと思いますが、18歳までということ、学校期も全部含めて、人権というところを考える機関が正式にできるということになりますので、当然、議論が多彩になるし、濃くなっていくし、連続性が、長いスパンでできてくる形になるので、今日の議論も今までにない形で進められると思います。

ただ一方で、待機児童対策が解消しきったわけではないので、やはり、その入り口のところの支援というんですかね。お母さんが地域に子どもを預けるという支援も、急に変わって無くなっているわけではないので、そこもちょっと一言添えたいと思います。

皆さん、どうでしょう。何かご意見ございますか。感想でもいいです。

はい、お願いします。

浅井委員：区民委員の浅井です。

基本的なことなんですけれど、子どもは減っているのに、何で虐待は、たしかニュースとかで見ると増えていると聞いたんですけど。もちろん一言では言えないと思うんですけど、どういうことが考えられるのか。

あと、子どもの貧困も、子どもは減っているのに何で増えているのか。

あとすみません、三つ目、ニュースで出ていたと思うんですけど、児童相談所をつくるのが何か大変と聞いたんですけど、何でみんな反対するのかとか。

基本的なことなんですけど、もしよかったら教えてください。

子ども家庭支援センター所長：1点目の虐待の件数が、子どもが減っている中で虐待件数がなぜ増えているかということなんですけども、さまざまな要因があると考えられていて、一つは普及啓発が進んで、通告義務がだんだん浸透してきて、今までだったと言わなかった部分が、より積極的に地域の方が通告、通報してくれるようになったというのが一つあります。これは虐待が実際にあるかどうかということと、通告がどれだけあるかというのは、また別な話ではあるんですけども、件数の伸びの一つの理由はそこにあると思います。

あと、面前DVといいまして、心理的虐待というジャンルに挙げられるんですけども、お父さん、お母さんの夫婦げんか。昔から夫婦げんかってよくあると思うんですけども、子どもの前で夫婦げんかをするのは心理的虐待に当たるということで、これについて、数年前からですけども、警察庁がもう全国的に徹底的に、そこを取り締まりをして、書類通告だったり、身柄通告とって、子どもを親から引き離して保護所につなげることをやっていて、その件数の伸びも、かなり全体の数字の伸びの大きな理由になっているのかなと思っています。

児童相談所準備担当課長：児童相談所設置が大変な理由ですけども、報道等でされている区につきましては、地域の方が一部反対されているという報道はあったところがございます。その真の理由といたしますのは、ちょっと私のほうでも把握はできていないところなんですけれども、やはり児童相談所という施設について、きちんと行政と

しては、その性格ですとか中身を説明していくことで対応していきたいと考えております。

また、行政側の課題として、大変なところというのは、先ほど、ほかの委員からもご指摘ありましたとおり、やはり専門性がある組織となりますので、やはり、きちんと専門性を持つ職員等を配置していかなければいけないといった、そういったところで行政側としても、ある意味、大変なところはございます。

以上です。

子育て支援課長：子どもの貧困に関してお答えいたします。

子どもの貧困に関して最近クローズアップされているのが、絶対的貧困といいますが、世界の中で要するに飢餓が生じているアフリカの子どもたちみたいな、そういう本当に1日1ドル未満で生活するような、年収もそんなすごい低いような生活を強いられている、そういうような貧困ではなくて、今クローズアップされているのは、相対的貧困のほうになります。日本の中でも相対的貧困ということで、ほかの家庭と比べて、やはり平均値以下の収入の中でどう暮らしてくかというところの問題が重視されています。

そういった意味では、恐らく皆さんも貧困と言われても、本当に古い映画とかで出てくるような洋服がボロボロだったとか、住む家がボロボロとか、本当に全然何も食べてなくて、痩せ細っている子というのは、やはりもう日本の社会には、特に文京区でそういう子どもたちを見かけることはないと思うんですね。

ただ、そうは言いながらも、見えない貧困という言い方をさせていただいているんですけども、やはりその収入のところ、確かにそういう貧困ではないけれども、例えば進学をするときに、その前の手前の段階として、塾に通う資金がないとか、あとは親御さんが就労に明け暮れていて、お子さんを見る時間をとれないとか、子どもと向き合う時間がなかったりすると、一人で勉強する子はなかなかいませんので、学習がおくれたりとか、その子の将来自体も閉ざされていくんじゃないか。また、食品が偏っていたり、例えば時間がなくてコンビニ弁当や栄養価の低いもの、ビタミンがとれないものを食べていると集中力が下がってとか、子どもの成育に関しても、発達に発育に関しても影響が出ると言われています。そのような課題を放置していくと、本当に子どもの将来を摘んでしまう。そこに光を当てていこうということで、国全体が子どもの貧困対策ということで、取り組むことで、クローズアップされてきたところで、かなり関心が高まったんですね。

その点で、増えてきたと感じるのは、要するに表に出てきたというのが、正直、表にあらわれてきたという状況であると考えております。文京区でも、一定の所得水準以下の方で使える事業がございまして、そちらを使っている方も、もちろんいらっしゃいます。ひとり親家庭の方で、文京区の場合、シングルマザー、またシングルファザーであっても、所得が高くて子どもを育てられる余裕もあってというご家庭もあれば、やはり、なかなか厳しいというご家庭もあって、かなりいろいろな形はあります。けれども、やはり本当に貧困かはわからない。多分、皆さん一番実感されていると思います。そんな困っている人が本当にうちの近くにいるのだろうか。私の知り合いにいるのだろうか。本当に貧困は見えないんですね。

なので、一番の課題は孤立してしまうことと考えておりました、子どもの将来の芽を摘まないことと、孤立してしまわないこと。そこに焦点を当てながら、今、文京区では、子どもの貧困対策進んでいるところです。皆さんのほうで課題や社会問題として認識されるようになったので、数が増えたように感じているというところだと思っております。

青木会長：ありがとうございます。

ほかにありますか。はい、お願いします。

川上委員（代理）：父母連の代理出席の川上と申します。3点あります。

初歩的な基本的なというか、皆さんご存じかと思うんですが、ちょっと私わからないので。児童相談所は、文京区でのどのあたりの場所に設置する予定なのかを、まず、もしお答えできるようでしたら1点目、教えていただけたらと思います。

2点目ですが、今、虐待ですとか貧困ですとかの問題があったんですけども、学校でも、幾つかのニュース等で発見があった、発信があったんですけども、それを吸い上げられなかったですとか、悲しい出来事につながってしまったケースを見てみますと、言っただけでいいと言っていたものを、そのままはね返して言ったばかりに大きな事件になってしまったことがあったんですが。その学校の先生たちへの、若手の先生も増えていますし、その発見をした際のどういうふうにしたらいいかという先生たちへのアプローチは、区として、どういうふうに行っているのか。そのあたりの充実というのはどういうふうに行っているのか。

あとは、3点目なんですけれども、貧困というところで、この区でまさかと、今、先ほど鈴木課長のほうからあったんですけども。まさかというように感じてしまう区であると思うんですね、文京区というのが。なので、身近に貧困な、実際自分も貧困だということがあったとしても、言いにくい状況があり、相談できる人は、もしかしたら救われる事業かもしれないですけども、相談できないレベルの人。本当に見てくれはそんなに貧困ではないような形をしていても、ちょっと、やっぱり実際はすごく心が…というようなケースのときに、どういった支援ができるのかというところにも焦点を当てていけたらいいのではないかと思ったので、3点、意見させていただきました。

児童相談所準備担当課長：それでは、まず最初に児童相談所の設置場所の予定地について、ご説明いたします。文京区の小石川三丁目14番で、場所はちょうどここから歩いて10分ほどの伝通院さんというお寺の脇の土地になります。

子ども家庭支援センター所長：それから、2点目の学校の先生方における虐待対応をどのような形で取り組んでいるかということなんですけども、まず要保護児童対策地域協議会という関係機関が集まって、そういった会議体を設けているんですけども、まず、この会議体の中で、事例等を通して、情報共有をしながら、虐待対応についての理解を深めるような取り組みをしています。

あと、年に1回ぐらいになってしまうんですけども、学校の先生、特に生活指導の先生にお集まりいただいて、研修ということで虐待対応のノウハウをいろいろお伝えしているところです。

あと、昨年度からなんですけども、巡回訪問というのを関係機関向けに行っているんですけども、その中で、実際に学校とか保育園を回っている中で、虐待対応についてのノウハウというのを一からご説明するような取り組みもしています。

今回の事件は、あのような形で親御さんに、そのものを見せてしまったということなんですけれども、そのあたりについては、文京区では細心の注意を払って、似たようなケースって本当にあるんですよね。例えば、登校したときに、傷あざがあって、学校の先生が子どもに聞いたところ、お父さんに叩かれたというようなことって、よくあるんですけれども。そのお父さんに叩かれたという事実をもって、お父さんに接触したら、今度帰ったときに、おまえ何でそんなことをしゃべったんだというようなことに、当然なるわけなんです。その報道のアンケートの話もそうですけれども。そういった親を刺激するようなことがあってはならないことなんですけれども、細心の注意を払って、取り組んでいるところでございます。

子育て支援課長：子どもの貧困に関してですけれども、確かにおっしゃるとおり、声を上げにくい方、特に貧困が見えないということで、知られたくないという心情は、本当に否定できないと私たちも思っております、その知られたくないという心情を酌み取りながらどうつながっていくか、その人たちにアプローチしていくかというのが課題だと思っております。

文京区、子どもの貧困対策で席上配付の資料2、3という形で入れさせていただいたんですけれども、まず少なくとも、子ども応援サポート室を子ども家庭支援センターの中につくりまして、どんなことでも相談してきてくださいと。貧困と余り前に出過ぎると逆に相談しにくくなるんですね。貧困だから相談に行ったんだみたいなのがちょっと困ると。

同じような発想でいきますと、文京区で展開している子ども食堂につきましては、実は、貧困対策に、一応メニューには入れてありますが、孤食も防ぐという意味合いをつけています。ひとり孤独に食べている子。文京区の場合、子ども食堂がありますと、人のつながりを求めたりとか、逆に言うと親御さんが仕事に忙し過ぎて、家庭的には全く裕福で困ってないけれども、子どもが置き去りというような背景もある家もあると聞いております。そういったところで、子どもが集う場所、子ども食堂という形で気軽に来れる場所。児童館でもなく、育成室とかでもなく、本当にふらっと地域の人の中で集まれる場所があれば、そこで、もし食事を提供していれば、みんな楽しくて集まってきて、人とのつながりを求めて来ているかもしれない。食事の提供もあれば、本当に困っている子たちも駆け込み寺にみたいに助かるかもしれないところがあって、草の根的にそういう活動を広げてもらいたいという思いで、子ども食堂のほうは展開させていただいております。

また、それぞれの区の事業がございまして、児童扶養手当といたしまして、ひとり親家庭で、一定所得水準以下、所得制限があるんです。やはり手当をご利用にならない方はいらっしゃらないと思うんですね。そういう事業や、また就学援助という形で、小中学生の学用品等の補助をしている制度がございまして、それも学校からきちんとご案内を出していただいておりますので、必ず保護者に見せてくださいという形で出しています。そういったことでは、やはり補助を使わない方は非常に少ないと思っております。ですから、そういった事業をご利用になっているご家庭にピンポイントで、例えば学習支援のご案内であったり、ここに載せています子ども宅食ということで食品を届ける支援であったり、そういったご案内も、そういう事業の中に一緒に通知して、目にとまるような

工夫を今しているところです。

どのような形にしたら、本当に声を上げにくい人にアプローチできるかというところを模索しながら進んでいる最中で、やはり、これが、先ほどの巡回相談もありますけれども、どこで何が気が付かれるかわからない状況だと思っています。子どもの貧困と思って、アプローチしたら違う問題が出てきたとか。虐待と思ったら背景にもっと違う問題も抱えていたとか。いろいろなところでつながって、いろんなことに気付いたときに、どう私たちが連携していくべきかが、大きな重要なポイントなのかなと思っています。

また、先ほどから区でいろいろと質問にお答えさせていただいているんですが、そのこと自体が、私、先ほどから感じていて、やはり区民の皆様には伝わってない。区がこういうことを用意して、こういう体系で、どうぞお使いください、どうぞ、この事業がありますよということが伝わってないんだなというのを感じています。ひしひしと。それが、やはり子育て支援計画の中でも、きちんと皆さんに、区民の皆様が悩んだときに見たときに、こういう事業もちゃんとやっているんだということが示せるような計画にしていけないといけないなということを感じながら聞いております。なので、皆様からも、もしかしたら既にやっているかもしれないけど、これってどうなっているのというものも含めて、今日ご質問いただければと思っています。よろしく願いいたします。

青木会長：今のとってもいいんじゃないですか。どうなっているのと聞いていいというんです。そうすることで、いろんなことがわかる、あちらがわかるということなので。

山田委員：じゃあ、すみません。

青木会長：ありがとうございます。はい、どうぞ。

山田委員：商工会議所の山田と申します。

子ども宅食プロジェクトで、会社のほうでも、多少、少しかかわっているというか。実際に、ボランティアでお米の区分け作業などに行っているんですね、リアン文京さんに伺って。でも、どのくらいの世帯の方たちに、これを配っているのかだとか、どうやって申し込みがあるのかなとか、そういったことがわからぬまま、ただ単純に3キロ、はい3キロというふうに作業をやっていたので。その辺を伺えたらなと思いました。

子育て支援課長：それでは、子どもの貧困対策にあります子ども宅食プロジェクトについて説明をさせていただきます。

子ども宅食プロジェクトは子育て世代、いわゆる経済的に困窮している子育て世代の方に、直接、個別配送で食品を届けています。2カ月に1回、食材をコンテナいっぱい詰めてお届けするという制度になっておりまして、今現在、約570世帯の方にお届けしています。こちらのご案内というのが、大体文京区、先ほど言いました小中学生に対する就学援助、学用品とかの補助ですね。あちらの利用者世帯数、利用人数が大体1,000人ちょっとぐらいなんですね。それと児童扶養手当のほうの利用者が、今大体600ぐらいいるんです。もちろん重複している方もいらっしゃいますが、対象者は、概ね1,000世帯いるのではないかと想定しています。その方たちに、先ほど、お話ししたように、そこの事業通知を出すときに一緒に宅食のご案内文を入れさせていただいています。

それを入れてお届けしたときに、ちょっと、これは文京区の事業でありながら、文京区のNPOとかとタグを組みまして、別組織をつくって、文京区もメンバーの一員に

なって参加しているような形で運営しているんですね。実は、その申込書にQRコードを読むとLINEの申し込みつながるようになっていまして、非常に気楽に申し込めるという形をとっております。なので、それが来た瞬間に、後で書くとかがないので、入れてというふうにしているんですが。これ多分、もし本来区の事業だったら、まず、この個人情報はどうなのかということで、ものすごいハードルが高くて、なかなか導入できないとは思っているんですけども。今回、任意の団体にトライしてやっていることなので、それを了解の上で申し込んでくださいというご案内のもとで申し込んでいただいています。そういった形で申し込んでいただいた方が、想定1,000人に対して、今570世帯ということなので、着々とその利用はふえているのかなと。

食品をお届けするという非常に簡単というか、お願いするのに気楽な方法をとりましたので、お願いすると2カ月に1回、家にお米とか調味料とかレトルト食品とか、ぱぱっとつくれるようなものが届くので、あらお得みたいな感じで申し込んでいただけるので、そういったつながり、先ほどご指摘いただいたようなつながりができてくることを目指しながらやっています。今現在は、最初はちょっと少なかったんですが、今現在570という形で進んでおります。

山田委員：ありがとうございます。

青木会長：はい、お願いします。

千代委員：基本的なところなんですけれども、男女平等センターで、1年間通して女性の貧困という講座をずっとやっているんですけど。結局シングル、今、文京区を見ると、すごいマンションがよきによき建って、すごいなと思うんですけど、やっぱり、女性の賃金が男性に比べたら7割、それで今シングルになっている方も多いし、やっぱり、そういうところが、多分若い方はわからないかなと思ったりするんですけど。

子どもの貧困というと、ちょっとわからないんですけど、結局、母親だったり父親のシングルの賃金が安くて、やっぱり、そういう実態がすごくあって、それが続くと、例えば、高齢者になったときに年金ももらえない、少ないとか、ずっと続いていて。やっぱり女性の貧困とすごくつながっているんですね。だから、そこら辺もちょっと覚えていただければなと思いました。

子育て支援課長：この子ども・子育て会議の幹事ではないんですけども、やはり、そのような課題も含めまして、自立支援、いわゆるどうやって経済的に自立していくかということでは、生活福祉課、福祉部門のほうで、生活保護はセーフティネットですので、そこにいく手前のところで何かできないかということで、いろいろなご相談も受けております。

また、先ほどご案内した子ども宅食でも、ハローワークから女性のための就業相談みたいなのをするので、それにちらしを入れてくれないかというご案内とかもいただいているので、そういうふうな機会は捉えてお伝えしたいということで、やはり横連携がこれから非常に重要になるのかなと思っております。そういったところに気を配っていきたいと考えております。

青木会長：ほかにありますか。お願いします。

木村委員：小学校PTA連合会の木村です。

何でも言っていていいということなので。やっぱり最近のこの間のニュース。かわいそうに女の子が亡くなったという、虐待で亡くなったというニュースを見て、児童相談所がまあ、いろいろ見せたとか、見抜けなかったとか、いろいろ挙がっていますけど。

あれを見て、児童相談所や、今の文京区にある子ども家庭の職員の方。つまり、だから、ああいうふうに怒ってくる人とか、クレームを言う人とかが、最近は少ないわけじゃないですか、身の回りで。お店に文句を言う人も大分減ったんじゃないのかなと思うぐらい。職場でも学校でも、もちろん何かあったらハラスメントだ、いじめだと言われるから、みんなそれぞれ気をつけるようになったんで、身の回りでどなったり、怒ったりしている人というのが減ったと思うんですよね。

そうすると、急にああいう人、人間が怒鳴ってきたりすると、きっと、そこの児童相談所がもちろん悪いんですけども、怖くなって、この場をおさめたいんじゃないかなというような感じでだったと思うんです。そういった部分もあるんじゃないかなと思って。文京区で、そういったこの児童相談所に、これから勤めるような職員とか、今、分けているところの職員の方、アンガーマネジメントとか企業のクレーム処理係を呼んだりしての研修とかというのはやられているんですか。

子ども家庭支援センター所長：そうですね、文京区の場合は、今、子ども家庭支援センターで、そういった対応をしているわけなんですけども。職員は、相談員は、全て一応専門職ということで、社会福祉司の資格を持っているとか、保健師とか、心理とか、そういったメンバーでやっているわけなんですけども。

研修については、さまざまな形で、その児童福祉司を目指すような形の研修が児相なり、特別区の研修所でありますので、そういったところで、もろもろの研修を受けている中で、こういったケースも一つのコマとして、研修を受けているというふうに認識をしています。

今回、こういった事件って、本当に全国でこういう形で話題になっていますけれども、当たり前のことですけども、やっぱりしっかり毅然とした態度を、こういう威圧的な保護者という言い方をされているんですけども、毅然とした態度で臨むということが一番大事なんですけども。それに加えて、関係機関との連携というようにところが、やはり欠かせないのかなということで、まだ決定したわけじゃないんですけども、文京区で児童相談所ができるときは、警察のOBの方などにも入ってもらおうと、なおいいかなと考えているところです。

木村委員：ありがとうございます。

あと、もしそういった被害に遭った方の心のケアなども、どこかにつくっていただければなと願っております。ありがとうございます。

宮崎委員：中学校PTAの宮崎です。

学校の運営のことなんですけどもね。今から約10年前に文京区の小学校の統廃合の問題が、随分テーマになったと思います。20校の中で、かなり児童数の差が出てきたということで、あのときの議論の中で、人気のあるところに子どもが集中する、越境するのはしょうがないんじゃないかということで話が流れかけたんですけども。

結局、そのとき一番人気のあった小学校が、実はキャパシティーとして、そんなにもう受け入れられないと。校舎の建てかえもできないということで拒絶したわけですよね。

その結果として、区のほうで頑張っていたいただいて、越境をほとんど認めないというようなか中で、20校の中で、今どンドン児童数の均一化というのが図られて、いい感じにきているかと思えます。

ただ、残念ながら区立中学のときには、あのとき統廃合というのが起こって、現在も1学年の定員というのは、かなり差がついてきているところがあります。また同じような議論にならないのかなというのはちょっと懸念しております、やはり区立の中で、そういう格差を生むというのはよくない。じゃあ格差を生むというのは何がそうしているのかというと、やっぱり通学区とかについて、じゃないんだけども、希望すれば認めるとかということですね。

そうではなくて、もう一度、その地域地域の中学校、区立なんか通学区もあるわけですね。ある程度、均一化が図れるような見直しとか、そういうことを行うことで、学校設備だとか、この安全にもつながっていくんですけども、ということがなればよいなと思えますけど、その辺のお考えというのは、どなたか、お伺いできますか。

子育て支援課長：すみません、私、きょう幹事の欠席状況をお伝えするのを忘れておりました、大変失礼いたしました。実は、本日、教育推進部長も欠席、それと学務課長のほうも欠席をさせていただいております。このほか、企画課長も欠席というところで、ちょっと、そこのお答えはしにくいところはございます。

あと、それと子育て支援という形になりまして、教育の分野に関しましては、やはり教育のほうでも専門の会議を持っておりますので、ご意見として伝えさせていただくという形で、本日はご容赦いただければと思います。

宮崎委員：なるほど。わかりました、はい。

青木会長：ありがとうございます。ただ、いつもは集まってくださっているんですけど、とかく就学前のお子さんの議論しかない部分が続きましたので、今日のところは、しっかりとお伝えいただければと思います。ありがとうございます。

ほかにございますか。

佐々木委員：ちょっと、この場ではもしかしたらふさわしくないかもしれないんですが、世の中の動きの中で気になることがあるんですけども。

さっき食べ物のお話が出ていましたので、それで思い出したんですけども。つい3、4日前に、新聞やテレビの報道で、防災関係の備蓄の食品。それを賞味期限が来たら、全て廃棄する行政がほとんどだというふうに聞いたんですが、それは本当なのでしょうか。それとも、文京区だけはちゃんと有効に使っているというものなのかどうか。ちょっと気になっているんです、区民の一人として。

それでなくても、今、食品ロスの問題が出ていて、日本人はやたらと、飲んで席だと、お酒だけ飲んで食べ物は全部そのまま残して。で、やっぱりお店のほうは、衛生管理の問題があるから全部廃棄処分にするというようなことが、普通になされているということもあり、その食品に対するもったいなさ、価値というようなものを見直していかなきゃならない時代に、行政側が捨てている。それも税金で買った食材、お米からお水から缶詰からパンから全部捨てるなんてということがあっていいものかなと心配をしております。

先ほど出ているお話の中で、一部お米を配達するとかというお話が出ていましたけど、

実は私もそれ知らなかったんです。きょう初めて伺いましたけども。そういうところがあるんであれば、別に備蓄というのは、期限が切れちゃったら価値は薄くなりますけど、切れる前、それぞれ保育園なんかでは、期限切れる前に入れかえるということをやっ、ローリングというんでしょうか。それで無駄なく使うということを目ごろやっているんですよね。そうやれば捨てることなんて、まず絶対にあり得ないはずなのに、何で行政は、期限切れで捨てちゃうんでしょう。どうなんでしょうか、実際は。

子育て支援課長：はい、防災課の職員がいませんので、なかなかお答え難しいところはあるんですけど。

一応、文京区のほうでは、私の聞いている範囲では、まず賞味期限の管理はきちんとして、実際の炊き出しの訓練とか、あと非常食を食べる体験をしてもらうということで、賞味期限が切れる前に、お配りして使っていたりとかいうこともあります。

あと、やはり一部再利用できるのであれば、実は子ども宅食プロジェクトでも、もらったことがありますして、そういった形でなるべく廃棄に出してしまうという、廃棄料としてお金もすごいかかるんですよ。

それと、やはりリサイクル清掃課で、そういった、もったいないというのがあって、フードロスという言い方をしているんですけど、そこも循環して、そういうような活動をしているNPO団体さんもあるので、集めて届けると養護施設とかに持って行ってくれるという団体さんに届くように、家庭から出るフードロスを集めていたりということで、展開し始めております。

佐々木委員：よかったです。ほっといたしました。

青木会長：どうぞ。**越野委員：**区連協の越野です。ちょっと脱線するかもしれないですけど。

自分の子どもが、今、向丘育成室というところに行っているんですが、そこで、保護者が何か大きな震災があったときに備蓄の食料を子どもたちが食べることになるので、本当にそれで大丈夫なのかというのを体験させようということになって、父母会で、そういう企画をして、備蓄があって、置いてありますよね、育成室に。もし期限切れが近かったら、それをもらえませんか、一応聞いてみたんですけど、全然遠かったんで諦めまして、父母会の予算で買ったんですけど。結果、食べたら、どうもおいしかったみたいで、じゃあ災害のときも大丈夫だねというので、保護者も一安心したんですけど。

そういう期限切れが近くなってきたタイミングで、一部でもいいので、ちょっと育成室で試食をするぐらいの量を、もし回していただけたらすると、全部の育成室で同じように災害訓練ができると思うのでありがたいなと思ったんですけど。全部は要らないと思うので、有効にもちろん使ってください。

児童青少年課長：確かに備蓄してあるわけで、捨てるんであればもったいないということもございまして、そこはちょっと防災課のほうとも協議をさせていただいて、また、もともと育成室は食べ物を食べるという施設になってないので、その辺も含めて、衛生管理も含めて、検討させてください。

青木会長：どうぞ。

木村委員：小学校の木村です。

私、大塚小学校の避難所運営協議会の会長をやっておりまして、実は会長になってから、一昨年ですね、一昨年のその前あたりから、大塚小で避難所になった場合の訓練をし始めています。実はそれ、東北の震災があってから、やっぱりやったほうがいいんじゃないかというので、準備を徐々に徐々に、本当に小さいことからの積み重ねをしてきまして。全小学校でまだやっていないです、避難所の訓練を。避難所を運営する訓練、徐々に徐々に今やるようになりまして、防災課が年に4回、春、夏、秋、冬を、どこかの小学校を中心とした総合の避難所運営というのをやっています。そういったときと、あと、その総合に当てはまらなかった学校は、学校みずからで補助金もいただきながら小さ目の避難所運営協議会をやっています。

そういったときに、その期限をチェックして使える、もうこれまずい、去年買ったものだねというのがあったりしたら、それをそういった避難所運営訓練のときに使ったりするように、今多分、整えている感じですね。全部がまだ整っていないような感じなので。近所のほかの小学校は、ちょっと人数が多過ぎて、まだ、まとまってないから、まだやってないというところもありますので、今ちょうど本当に徐々に徐々に積み重ねている状況であると思います。防災課の人とよくおしゃべりしているので、恐らく、そんなに間違っていないことだと思います。

青木会長：ありがとうございます。

いろいろと尽きないんですけれども、今日は、もうとにかく出してみるところで、発言もすごく多くてよかったですと思います。

ちょっと残念なんですけど、お時間もありますので、実は、その他のところで、幼児保育の無償化にお話を進めていかなくちゃいけないと思います。

子育て支援課長：会長、その前に席上配付資料の4の補足説明もさせていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

青木会長：そうですか、わかりました。そこからずっと進めていただいていいですか。

子育て支援課長：はい。すみません。きょういろいろ議論していただいた、先ほどの検討課題（案）のところ、ほかの先行している障害者・児計画、次世代育成支援行動計画、それから、いつも皆さんにお願いしているニーズ量の事業計画もあるんです。

先ほど合計特殊出生率が出なかったというお話をさせていただきましたが、4月1日の人口と、昨年度の出生数だけはわかっていますので、それを表にしたのが、席上配付資料の4になってございます。

こちら、ご覧になっていただきますと、出生数に関しましては、やはり28年度は多かったと、ここでも報告させていただいて、29年に減ったと言っていたんですけども。この28年度は、ちょっと外れて特異値なのかなという印象を持っています。28年度がないと、ちょうど27、29、30と見ていきますと、出生数右肩上がりという傾向が読んでとれます。

また、全体としましては、18歳未満人口の推移というところで、着実に文京区、年少人口も含め18歳までも増えているので、次回以降、また推計値を出して、皆様にご議論いただければと思っております。

幼児保育課長：では続きまして、席上配付資料5の幼児教育・保育の無償化に伴う資料のご説明をさせていただきたいと思います。

本日お配りをしております資料、こちらは、内閣府で、自治体向けの説明会のときに使った資料の一部抜粋でございます。ただ、中身のご説明は、特に今回ご説明するようなものはございませんでして、皆さんが、昨年度より、新聞報道等でもご覧になっているような、こういった施設に幾らの無償化対象の金額が出るのかといった、以前お伝えした内容がまとまっている表になっております。特段昨年来、今に至るまでにそういった部分について、何か変更があった部分はありません。ですので、そちらの資料はお時間のあるときにご覧になっていただければと思います。本日は、無償化の動きが、今どうなっているのかと思いますので、そういったことも含めて、お伝えをしたいと思っております。

現在、幼児教育・保育の無償化につきましては、つい先だって、国で法案が可決しまして、まとまってきたところになっております。現在、政省令のパブコメが始まったところです。パブコメにつきましては、5月11日に公示されまして、ちょっと期間は短いですが、5月23日までということですので。

国の法整備が整ったことを受けて、今度は、各自治体での整備を進めるとともに、皆様に今後こういった形で、無償化が始まりますというご案内が始まるという流れになっております。ですので、すみませんが、現在のところで無償化の状況と伺いますか、ご案内を広くさせていただくというところには、まだ至ってないということでの、今回のご説明になっております。

基本的には10月の幼児教育・保育の無償化に向けて、おおむね6月、7月ごろから必要な書類のお願いをしたり、関係する施設等の連絡状況の確認等が進んでいくような状況になってまいります。また、今年はこの子ども・子育て会議、かなり回数多く開催させていただきませんが、その中で引き続き情報提供させていただきたいと思っております。

本日は、ちょっとした現在の状況についてのご説明でございます。

青木会長：ありがとうございます。

これについて何かありますか。

先ほどの防災の話ね。すごくおもしろいと思ったんですけど確かに。計画にはおさまりようがないものだったんですかね。つまり、子どもの安全とか、そういうのは、この先ほどの計画スケジュールとか、計画事業では、防災という別の枠で扱ってきたということですかね。でも実際には、PTAのすごく大事な事業だったり、育成室でもすごく親御さんたちの意識は高まっていて、子どもの安全とかですね。

木村委員：そうですね。

青木会長：防災についてはあったんですけど、そういえばと思って。どこにありましたっけ。

子ども家庭部長：115ページ。

青木会長：115ページ。ちょっと、皆さん、最後に確認をして。

木村委員：災害用備蓄物資の配布。

子ども家庭部長：一番下ですね。

青木会長：備蓄ね、備蓄もそうですけど、これは。

子ども家庭部長：会長、よろしいですか。

大きく言うと、子どもの安全というのは、やはり大事なところですので、113ページ

の児童の安全確保というところで大きなくくりになっています。その中で安全という部分では、犯罪とか、あるいは環境の安全とか、学校の安全、その中で、今ご議論にあった防災の備蓄については、115ページの一番下、5-3-7のところで、こういった触れ方はされております。

ただ、この部分が今後計画する中で、今日のご意見を踏まえて何かあれば、そこは、次の計画でという形になると思います。

青木会長：はい、ありがとうございます。いろんなことが飛び交って、どこに行くつづのかしらと思いながら、私が勉強させていただいたようです。ありがとうございます。

それでは、予定しているものについては、おかげさまで終わってきたと思います。今後の日程について、最後をお願いします。

子育て支援課長：それでは、本日席上配付資料6ということでお配りさせていただきました、次回の開催日程でございます。

先ほどもご案内いたしました、次回は7月5日金曜日、同じくこちらの委員会室で6時半から開始させていただきたいと考えております。また、今日もご意見をたくさんいただきましたが、言い忘れてしまったとか思いついたということがあれば、今月中に事務局までご連絡いただければ、それも踏まえながら、次回の事務局案をまとめて、皆様のご意見も踏まえた形でご提案できればと思っておりますので、そのような形で皆さんのほうでもよろしく願いいたします。

私からは以上です。

青木会長：では、お疲れさまでした。本日の議事は、これで終了させていただきます。

以上